

令和4年度高知市ホームページバナー広告募集・選定業務委託仕様書

業務の目的

本業務は、高知市がインターネット上に公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）に有料広告枠を設け、地元企業等の知名度向上を図ることにより地域経済の活性化に資するとともに、本市の収入の多様化を図ることを目的とする。

業務概要

市と委託業者は市ホームページの広告枠を売買し、委託業者は市へ利用料を支払う。また委託業者は、広告枠に掲載する広告主の募集・選定を行い、広告原稿を市へ提出するために必要な事務を行う。

1 広告掲載期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

2 バナー広告の掲載位置及び掲載数

掲載ページ	掲載位置	掲載枠
市ホームページ 市民向けトップページ (URL: https://www.city.kochi.kochi.jp/index2.html)	下部	10枠

3 広告枠の制限

広告掲載枠(広告募集の掲載枠は除く)の3割程度は、高知市内に支店・営業所・事務所等、営業の拠点を有している広告主とする。

4 バナー広告の規格、色調及び禁止事項

(1) バナー広告の規格及び作成方法

バナー広告の画像サイズは次のとおりとし、バナー広告については本仕様書で指定する規格により広告主の負担で作成すること。

サイズ	縦 55 ピクセル×横 170 ピクセル
画像形式	GIF (アニメーション可)・JPEG
容量	15KB 以内

(2) バナー広告、及びバナー広告からのリンク先であるホームページは、高知市広告掲載要綱(平成20年5月21日制定)及び高知市広告掲載基準(平成24年3月8日制定)に従うものとする。

(3) 色調及び解像度

ア 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくすること。

イ 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。

(4) 制限事項

- ア 画面の反転表示や大部分の領域の切り替えは、2秒以上の間隔をとること。
- イ イメージ等の点滅は、0.4秒以上の間隔をとること。

(5) 広告のカラーユニバーサルデザインについて

- ① 神奈川県川崎市総務局「公文書作成におけるカラーUD（ユニバーサルデザイン）ガイドライン（※）」に準拠し、多様な色覚を持つ様々な方に配慮して、なるべく全ての人に情報が正確に伝わる紙面づくりをすること。

※https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000024/24002/cud_guide.pdf

- ② カラーユニバーサルデザインを行う上でのポイント
 - ・色だけでなく「形の違い」「位置の違い」「線種や塗り分けパターンの違い」などを併用し、利用者が色を見分けられない場合にも、確実に情報が伝わるようにする。
 - ・実際の照明条件や使用状況を想定し、どのような色覚の人にもなるべく見分けやすい配色を選ぶ。
 - ・その上で、目に優しく、見て美しいデザインを追求する。

(6) 禁止表現

バナー広告について、次の表現は禁止する。

- ア 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れのあるもの。
(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等。
- イ 実際には機能しないもの。
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- ウ その他、広告の表現として高知市が適当でないと認めるもの。

5 バナー広告の掲載期間及び提出方法

(1) 広告の掲載期間

個々の広告の掲載期間は1か月単位とし、連続して掲載することを妨げない。

(2) 広告の掲載開始及び終了

広告の掲載開始は、掲載開始月初日の午前0時とし、バナー広告の終期は掲載終了月の最終日の午後11時59分とする。

(3) 提出方法

掲載月の前月25日（閉庁日に該当する場合は、翌開庁日）までにCD等の電子記録媒体を用いて提出し、市の承認を得るものとする。（電子メールも可とする。）

(4) 広告の修正

市がバナー広告の規格等を満たしていないと判断した時は、広告の修正を指示するものとする。

6 バナー広告掲載の不承認及び取り消し

(1) 広告掲載の不承認

前項第4号の規定により指示を行っても修正が行われない場合、又は修正を行った後も規格を満たしていない状態であると市が判断した場合、市は市ホームページへのバナー広告掲載を承認しない。その場合、広告主及び委託業者が受けた損害について、市は賠償の責めを負わない。

(2) 広告掲載の取り消し

広告掲載期間中であっても、以下の場合、市は広告掲載を取り消すことがある。その場合、広告主および代理店が受けた損害について、市は賠償の責めを負わない。

ア 広告主ホームページが、事前の連絡なく閉鎖されたとき。

イ 広告主ホームページの内容が広告掲載申請時から変更され、業務概要4の(2)の各規定に違反する状態に至っていると認められるとき。

7 その他留意事項

- (1) サーバーの保守等により市ホームページが停止するリスクについては、委託業者及び広告主が負うものとする。
- (2) 災害が発生した際には、市民向けトップページはバナー広告のない災害時専用ホームページに置換される。ただし、災害時専用ホームページに置換されても、下部にあるリンクをクリックすることで通常のホームページにアクセスすることは可能。
- (3) 委託業者の決定後はバナー広告のスペースに委託業者名を掲載のうえ、広告主募集の告知を行う。
- (4) 掲載する広告について、高知市が内容等に修正等が必要と判断した場合は、委託業者を通じて広告主にバナーの修正を求めることがある。
- (5) 委託業者及び広告主が高知市広告掲載要綱第6条に規定する広告主の制限に該当する疑いが生じた場合は、高知市が当該事実を確認するために必要な書類等の提出を求めることがある。
- (6) 前号による書類等の提出を拒んだ場合は、広告掲載を行わない、又は広告掲載を取り消すことがある。
- (7) 業務概要2の広告枠のない市のホームページ内において、市の事業の関連記事の一部として営利を目的とする企業、団体及び個人の運営するホームページによるリンクを設定することがある。